

令和8年度「弁護士による消費生活法律授業」実施要領

1 趣旨

消費生活を取り巻く問題が複雑・多様化している中、スマートフォンやパソコン等の情報通信機器の普及に伴う悪質商法被害の増加、安易なクレジットカードの使用による多重債務など、社会経験が少ない若年層の消費者被害の割合は依然として高いものとなっている。

こうした状況を踏まえ、消費者教育の一環として消費者問題に詳しい弁護士を各学校に派遣し、法的解釈を交えて消費者トラブルの問題点や被害救済の方法、トラブルに巻き込まれないための心構えなどを授業形式で説明することで、社会に出た際に自立した消費者として行動できる若者を育むと共に、消費者被害の未然防止を図るもの。

2 内容

学校等の依頼に応じて、県が仙台弁護士会に依頼し、消費者教育や消費者トラブル等に精通した弁護士等を派遣する。

3 対象

県内の中学校、高等学校、特別支援学校、専門学校、大学等の生徒・学生及び教員、保護者

4 授業の内容

消費者被害の具体的事例を中心に、その背景、構造、法律上の問題点、訴訟上の争点、被害回復の方法等を専門的な視点から分かりやすく解説する。

(授業のテーマ)

契約全般、悪質商法、インターネット・携帯電話のトラブル、振込め詐欺、ヤミ金・多重債務、クレジットカードトラブル、成年年齢引下げ ほか

5 費用負担

講師の謝金及び旅費は県が負担する。

6 申込方法等

(1) 学校等は、派遣希望日の2か月前までに電話連絡の上、メール又はファクシミリで「弁護士による消費生活法律授業申込書」(様式1)により、県の事務局宛て申し込みを行う。

(2) 県は派遣の可否を判断し、講師派遣機関に講師の派遣を依頼・調整し、利用者に通知する。

(3) 通知を受けた学校等は、講義の内容等について、県講師との間で調整する。

(4) 学校等は、事業実施後、実施内容について、速やかにメール又はファクシミリで「弁護士による消費生活法律授業実施報告書」(様式2)により、県の事務局宛て報告する。

(事務局) 宮城県環境生活部消費生活・文化課 相談啓発班

電 話 : 0 2 2 - 2 1 1 - 3 1 2 6、F A X : 0 2 2 - 2 1 1 - 2 9 5 9

メール : syoubuns@pref.miyagi.lg.jp

7 実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

8 謝金の取扱い

講師に対して、県は、原則として、実施時間1時間当たり9,000円の謝金を支払うものとする。ただし、実施時間が1時間に満たないときは1時間に切り上げ、1時間を超えるときは端数を30分単位で切り上げることとし、30分単位の額は、1時間当たりの額の2分の1とする。

9 費用弁償等の取扱い

講師には、県が職員等の旅費に関する条例(昭和32年宮城県条例第30号)に基づき費用を弁償する。費用弁償は、行政職給料表6級待遇とする。